「親亡き後」に備えて

~親が元気なうちに解決したいこと~



名古屋市精神障害者家族会連合会アンケート調査

調査期間: 平成26年1月~3月末 回収率60.59%(306人)

家族の生活実態調査結果

亚格在松	家族	68.93歳
平均年齢	本 人	43.32歳

在宅生活	274人	89.54%
入院生活	32人	10.46%

在宅生活者274人の内訳

福祉的就労	一般就労	未就労
46人	38人	190人
16.79%	13.87%	69.34%

サービスを利用し ていない	医療サービス 利用	福祉サ ー ビス 利用
90人	74人	110人
32.85%	27.01%	40.14%

今後、起こると予測される困難や不安はどのようなことですか(回答者303人)

- 1. 家族の高齢化
- 3. 親なき後
- 5. 家族の病気
- 7. 孤立 無縁

- 2. 祖父母の介護
- 4. 病気の重篤化
- 6. 経済的な問題
- 8. 日々の暮らし



項目	1	2	3	4	5	6	7	8
人	247	26	250	108	148	163	112	157
%	81.5	8.6	82.5	35.6	48.8	53.8	37.0	51.8

親亡き後(家族が支援できなくなった状態 も含む)、本人にどのような社会的支援を (回答者293人) 望みますか

- 1. 24時間365日対応の相談支援
- 2. 医療・福祉の訪問支援
- 3. サービス利用の相談支援



項目	1	2	3	4	5
人	187	181	157	86	108
%	63.82	61.77	53.58	29.35	36.86



あなたの健康状態をお聞きします ※複数回答上位4項目(回答者299人)

- 1. 十分に睡眠がとれない
- 2. 疲れやすい
- 3. 抗精神病薬・睡眠薬を服用している
- 4. 持病があり治療を受けている



1	2	3	4
91人	129人	73人	130人
30. 43%	43. 14%	24. 41%	43. 49%

社会的入院の解消に向けて

現在、本人が入院している家族に退院について お聞きします

項目	退院させたい	入院させておきたい
回答者	11人	31人
42人	26. 19%	73. 81%

日常生活を支える社会資源があれば退院可能ですか

項目	はい	いいえ
 回答者	17人	24人
41人	41. 46%	58. 54%

社会的入院の解消に向けて

入院させておきたい理由

- 1. 肉体的にも精神的にも限界である
- 2. 周りに迷惑がかかる
- 3. 家族関係が悪くなる
- 4. 一緒に生活する場がない
- 5. 病状の対応に自信がない
- 6. 生活を支える自信がない
- 7. 病院にいれば安心できる



回答者30名

項目	1	2	3	4	5	6	7
人数	24	19	8	10	24	14	17
%	80	63	27	33	80	47	57

心配な事・不安な事を整理しましょう

≪現在の医療・福祉サービスで利用できるもの≫

金銭管理や買い物

身辺の清潔保持

適切な食事

ホームヘルパー利用生活援助員等の活用

自立支援配食サービスの利用 医療・福祉事業所の通所利用

通院 · 服薬

訪問看護の利用

移動支援の利用

生活の場

居住の場

就労

社会的手続

財産管理

地方自治体に設置されている障害者に関する相談窓口の利用

日中活動の場

ディ・ショート・ナイトケア

地域活動支援センター

グループホーム

住いの場

生活訓練施設

公営•民間住宅

権利擁護

医療機関

保健センター・福祉課

基幹相談支援センター

地域ボランティアグループ

障害者就労支援センター

社会福祉協議会

福祉事業所

相談支援の場

就労継続B型

就労の場

就労継続A型

就労移行支援

一般就労

1. 「親亡き後」に備えて… 身上監護(日々の暮らし)

家族が元気なうちに支援者に繋げる

① 困ったら相談することに慣れてもらうこと

Dr · Ns · PSW · OT

福祉課・保健センター相談員

基幹相談支援センター・事業所・社協

仲間

その他

② 支援を受けることに慣れてもらうこと

ホームヘルパーや訪問看護の利用

福祉制度や各種サービス等の利用



身近な福祉サービスを利用しましょう

- ① 福祉課・保健センター・基幹相談支援センター等窓口訪問
 - 日常生活全般に係る各種障害福祉サービスの相談支援。
- ② 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)
 - お金の支払いでいつも迷ってしまう…⇒ 生活援助員がお手伝いに伺います(金銭管理)
 - 通帳などの大事な書類の管理が心配…⇒ 安全な場所にお預かりします(財産保全)
- ③ 生活困窮者自立支援事業(平成27年4月発足)
 - 生活に困った人を生活保護の手前で支える制度です。
- 4 成年後見事業(後見・保佐・補助の3段階)
 - 判断能力不十分な人の日常生活を保護する制度です。

① Aさんの事例

概要:60代女性、両親死亡、賃貸住宅、デイケア通所

② Bさんの事例

概要:50代男性、入院歷13年、賃貸住宅、B型通所

2. 「親亡き後」に備えて…遺産相続(公正証書遺言)

家族が元気なうちに遺言書を作成する

- ① 公証役場の活用 ➡ 相続を「争族」としないために…
- ② 信託制度の活用 ➡ 報酬を支払う反面「安心」を買う

家族信託は、保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族の家族による家族のための信託(財産管理)」と言えます。

家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものでなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。

後見制度支援信託は、一般的な信託商品と異なり、信託の契約、変 更、解約の手続きは家庭裁判所の指示書に基づいて行われます。

① 自筆証書遺言

遺言者が、遺言の内容の全文を手書きし、かつ、日付、氏名を書いて、署名の下に押印して作成する遺言です。(不備、紛失、無効等のリスクあり)

② 公正証書遺言

遺言者が、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ、公正証書遺言として作成するものです。公証人は、多年、裁判官、検察官等を努め、正確な法律知識と豊富な経験を有しています。公正証書遺言は、自筆証書遺言と比べて、安全確実な遺言方法であるといえます。

名古屋市内の公証役場(要予約:相談は無料です)

公証役場名	所在地	電話
名古屋駅前	中村区名駅南1-17-29 広小路ESt゙ル7階	052-551-9737
葵町	東区代官町35番16号 第一富士ビル3階	052-931-0353
熱田	熱田区神宮4-7-27 宝ビル18号館2階	052-682-5973

愛知県弁護士会	毎週火・木10:15~13:00	052-565-6116
法テラス愛知	月・水10時~13時 月・火・木・金13時~16時	050-3383-5460

1 Cさんの事例

概要:88歳男性、妻死亡、娘は施設入所、兄弟関係崩壊

2 Dさんの事例

概要:85歳男性、妻施設入所、娘入院中、兄弟関係崩壊

- 3. 「親亡き後」に備えて… 社会的支援システムの構築
- ① 精神障害者の所得保障の拡充

障害年金認定基準の改正

雇用条件・就労環境の整備

② 障害者間格差の是正

交通運賃割引制度の適用

障害者医療費助成制度の適用

③ 精神保健・医療・福祉の連携

差別的な精神科特例の廃止

アウトリーチ推進事業の促進

インフォームドコンセント

地域生活支援システムの構築

④ 精神障害者の特性に配慮した支援制度の拡充

社会資源の拡充

相談支援体制の拡充

| 合理的配慮の提供

4. 本人の病状の「安定と回復に役立つ接し方」を学ぶ

親父の会で学んだ接し方と生活の知恵

≪本人に対して≫

- ① 否定・批判的な言動は慎む(受容と共感は、「人薬」となる)
- ② 怒ったり、理屈で判らせようとしない(「傾聴力」を養っていく)
- ③ 愚痴を言ったり、あれこれと過干渉しない(人権を尊重する)
- ④ 病気の症状に振り回されない(「健康な部分」に目を向ける)
- ⑤「できていること」を評価する(「肯定的な接し方」を心掛ける)≪女房に対して≫
- ①「ありがとう」の「気持ち」を「言葉」で伝える(胡麻を磨ること)
- ②「夫婦喧嘩」はしない(本人が一番傷つくことを理解する)
- ③ 刺々しい空気を穏やかな空気に変えるために全面協力する以上は、豊かな老後の保障を願う「父親の生活の知恵」である

接し方のコツ ①今を認める 健康 ③お願いする 2 褒める

5. 一日でも長く生きることを心がけましょう

親亡き後は 親以上に 本人が不安

● 親が死んだら、どうやって生きていけばいいのだろうか… 親亡き後問題は、親以上に本人が最も強い不安を抱いています。

「ピンピンコロリ」は最大の悲劇

● 昨日まで元気だった親が、急に死んでしまったら、自失呆然… 途方に暮れて、生きていく術も勇気も失うのではないだろうか…

親を介護する機会を与えましょう

● 弱っていく親を助ける喜び、死を受入れる時間を与えましょう。 親の介護を通して身につく生活能力は、捨てたものではありません。

一緒に取組んでいきましょう

ライフプランノートの活用

家族・家族会交流の促進

一人暮しの当事者から学ぶ

社会的支援を拡充する活動

病気と障害特性の理解普及



日常生活の心がけ

- 笑って過ごせる暮し
- 一度の人生を楽しむ
- 健康で長生きをする
- 弱ったら無理をせず 少しづつ家事を助けて
- もらうようにする

年金は病状の安定と回復を促す大切な「薬」です

- ◆ 年老いていく親の後姿…一人になったらどうなるだろうか…当事者は、現在と先々の生活に大きな不安を募らせています。不安が少しでも和らぐことで、本人の病状の安定と回復が期待できるのではないでしょうか。
- ◆ 障害年金があれば、親に負い目を感じることなく、欲しかったものを買い、楽しめる所へも行くことができます。「生きていて良かった」と実感できる「歓び感」「楽しみ感」を体験していくことで、今までとは違った「新たな自分の世界」が拓けてくるかもしれません。
- ◆ 障害年金は、本人の「日常生活の質の向上」や「病状の安定回復」を促す大切な「薬」とも言えるのではないでしょうか。
- ◆ 状態が変わらないのに「等級落ち」や「無年金」となれば、測り知れない経済的・精神的なダメージを受けるに違いありません。
- ◆ そうした「悲劇を未然に防止」し、遡及請求や事後重症、額改定請求など「本来の年金制度に繋げる」ために家族・家族会相互で情報を交換し合っていきましょう。

「お金のなさ」が、生活不安を駆り立て、生きがいや希望を喪失させ、病状の安定・回復を阻害する要因になる

本人と家族の経済的不安・負担は放置できない

障害年金受給支援への強い想い

障害年金



社会参加



生活の質の変化

仲間や支援者との出会い



自己肯定感の芽生え

相談支援



居場所



意欲



本人の望む生活

障害年金受給支援集計表(平成31年3月末現在)

期間請求別	遡及	額改定	事後	合 計	手帳
2009年5月~2010年3月	2名	4名	4名	10名	6名
2010年4月~2011年7月	4名	5名	10名	19名	11名
2011年8月~2012年3月	3名	2名	5名	10名	7名
2012年4月~2013年3月	7名	4名	7名	18名	19名
2013年4月~2014年3月	7名	4名	8名	19名	11名
2014年4月~2015年3月	7名	0名	9名	16名	7名
2015年4月~2016年3月	2名	1名	10名	13名	5名
2016年4月~2017年3月	5名	0名	11名	16名	12名
2017年4月~2018年3月	1名	1名	15名	17名	13名
2018年4月~2019年1月	3名	5名	16名	24名	15名
合 計	41名	26名	94名	161名	106名

生活費の不足分は「生活保護制度」を利用

【日本国憲法第25条】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条(目的)】この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

≪平成30年10月以降の生活扶助基準額表(名古屋市1級地−1)≫

- ◆ 生活扶助(1類は食費や衣料、2類は電気、水道、ガス等光熱水費等) 41歳~59歳(単身)基準額 1類39,360円+2類40,800円=80,160円 60歳~69歳(単身)基準額 1類38,990円+2類40,800円=79,790円 70歳以上 (単身)基準額 1類33,830円+2類40,800円=74,630円
- ◆ 住宅扶助(アパート等の家賃) 限度額 37,000円(単身)
- ◆ 障害者加算(対象は原則障害年金1級・2級受給者) 障害年金1級の方は26,310円 2級の方は17,530円



家族ピア相談事業に関する法律的な根拠

障害者基本法 第23条(相談)

障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

障害者総合支援法 第77条 第78条 地域生活支援事業

厚生労働省は、地域生活支援事業実施要綱(平成18年以降毎年改訂)を 定め、「必須事業」として自発的活動支援事業(ピアサポート)の実施を都道 府県・市町村に求めています。

※ 事業負担額の割合は、国1/2、地方自治体1/2。

名古屋市の年度別予算額の推移

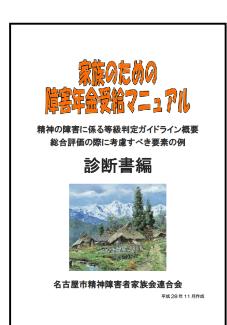
年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30
単位(千円)	1,595	2,307	2,551	2,623	4,111	4,111	4,111	4,111

年度別相談人数

項目年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
電話相談	290	213	250	271	282	303	323	368	518
面会相談	229	105	141	143	156	154	152	231	307
合計	519	318	391	414	438	457	475	599	825









電話相談

面会相談

專門職 支援者

> 各地域 家族会





面会相談による会員拡大



年度 (平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
家族会 入会者											

北区「こころの健康講座」「ボランティア講座」から印象深い家族の言葉を紹介します

- 未就労・ひきこもり状態になって10年余...途方に暮れています。
- 何故こんな目に合うのか…私は何か悪いことをしたのでしょうか…
- 相談・支援の窓口が身近にあれば、私たちのように、孤立して悩み苦しむこともなくなると思います。
- 家族会に辿り着くまで、随分と回り道をしてきました。もっと早い時期に病識があったら、余分な入院もさせずに済んだのではないか…悔やまれます。
- 無年金でも小遣いは要ります。遺族年金とパート掛け持ちで生活を凌いでいますが 70歳を過ぎ、何時まで働けるのか…不安と背中合わせで毎日を生きています。
- 心身ともに疲れ果て、生活面も経済的な面も限界に達しています。
- 手探り状態の日々が続いております。まだまだ不安定で、難しい部分も残っていますが、長い目で見守り、少しずつ社会参加ができるよう回復を祈っています。
- 歳を重ねるごとに、気力はあっても体力の衰えを感じ、そして焦ります。親が元気なうちに居場所を見つけ、何とか一人暮らしができないだろうか…と。
- 何時も話の最後は、親亡き後のわが子のことです。子ども自身も一番心配していることです。親が子を思う気持ちは世界共通です。
- 先日ふっと息子が「僕はお父さんお母さんを恨んでいないからね。病気になったのは僕が弱かったからだ」と…親にとっては重い言葉でした。
- 息子が言いました。「母さん、僕を産んでくれてありがとう」「僕を育ててくれ てありがとう」と…。わたしはその場で泣き崩れました…。
- 人生、苦労のない人生、それはもちろん幸せなことだと思いますが、いろいろ苦労して生きてゆく人生も、また捨てたものではないか…と。長い年月という薬がそう思わせてくれるのかもしれません。

29

私と小鳥と鈴と

金子みすず

私が両手をひろげても お空はちっとも飛べないが 飛べる小鳥は私のように 地面を速くは走れない

私がからだをゆすっても きれいな音は出ないけど あの鳴る鈴は私のように たくさんな唄は知らないよ

鈴と 小鳥と それから私 みんなちがって みんないい

